矢上幼稚園　幼児教育無償化について

①無償化の範囲

3 歳から 5 歳までの全ての子ども、及び 0 歳から 2 歳までの住民税非課税世帯の子どもがその対象となり、幼稚園、保育所、認定子ども園の**保育料**が無償化（負担低減）されます。
※給食費、バス代、施設整備費、創才活動費、制服代、用品代などは無償化の対象になりません。

②給食費について

◎ 1 号認定、2 号認定のお子様は実費徴収となります。

・ 1 号認定：**４.６００円**（主食代＋副食代＋牛乳代として）/11 ヶ月（８月を除く）
※年収 360 万円未満相当の世帯、全所得階層の第 3 子以降（小学校 3 年生から数えて第 3 子以降）の給食費については、給食費が主食費（ごはん・パン）と副食費（おかず）に分けられ、副食費が免除（無料）となります。

・ 2 号認定：**6.４５０円**（主食代＋副食代＋牛乳代＋おやつ代）/12 ヶ月
→これまで、副食費は保育料に含まれていましたが、実費徴収となるため、副食費も含む給食費を納めていただくことになります。 1 号認定より食べる回数が多く、おやつ代も含むため、 1 号認定の給食費と金額が違っています。
※おやつ前にお迎えのお子様も給食費は変わりませんので、ご了承ください。

◎ 3 号認定のお子様の給食費はこれまで通り保育料に含まれています。

③１号認定のお子様で、預かり保育（けやきっこ）を利用の方

「保育の必要性」が認められる場合、預かり保育料金日額 450 円、月額最大 1.13 万円までの範囲で補助を受けることができます。→**「保育の必要性の認定」**を受けないと補助の対象となりません。

保育の必要性とは．．．
①就労　②妊娠、出産　③疾病・障害　④親族の介護・養護　⑤災害復旧　⑥求職活動　⑦就学　⑧虐待・DV
⑨育児休業の継続入所　等　　※詳しくはお住まいの市町村にお尋ねください。

※預かり保育（けやきっこ）料金の**減額補助をご希望の場合**、**「保育の必要性の認定」**に関する申請が必要です。

ご希望の方は、**入園面接時にご相談ください。**